

おおい町災害廃棄物処理計画 (概要版)

令和8年3月 おおい町

1. 計画の目的と位置づけ

近年、大規模な自然災害が頻発しており、災害廃棄物の処理が復旧・復興の大きな課題となっています。本計画は、おおい町において大規模災害が発生した際に、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための基本的事項を定めたものです。

発災直後の混乱期においても、平時から定めた手順に基づき的確に対応することで、生活環境の保全と公衆衛生の確保を図り、町民生活の早期復旧・復興に寄与することを目的としています。

2. 災害廃棄物処理の基本方針

本町の地域特性や資源の制約を踏まえ、以下の4つの基本方針に基づき災害廃棄物対策を推進します。

① 適正な処理

公衆衛生の確保を最優先し、環境汚染や健康被害を防止するため、法令に基づいた適正な処理を行います。

② 迅速な処理

復旧・復興の妨げとならないよう、初動段階から迅速に廃棄物を撤去・移動し、処理体制を構築します。

③ 減量化・再生利用の促進

環境負荷低減のため、徹底した分別を行い、可能な限り再資源化を推進し、最終処分量を削減します。

④ 受援体制の早期確立

町単独での処理が困難な場合に備え、躊躇なく県や他自治体、民間事業者へ支援を求め、組織的な対応力を確保します。

3. 被害想定と災害廃棄物の種類

(1) 対象とする災害と被害想定

本計画では、地域防災計画における最大の被害想定である「上林川断層地震（マグニチュード7.1 震度5弱～6強）」を対象としています。

表 上林川断層地震による被害想定（最大規模）

項目		被害想定数	備考
建物被害	全壊棟数	1,198棟※	大飯地域・名田庄地域の合計
	半壊棟数	545棟	
人的被害	死者	89人	
	負傷者	273人	
避難者数		1,825人	

※焼失の108棟含む

(2) 災害廃棄物の種類

災害時には、通常の一般廃棄物に加え、多種多様な廃棄物が一度に大量発生します。

生活ごみ・避難所ごみ	家庭ごみ、避難所からの生活系廃棄物
し尿	仮設トイレからのくみ取りし尿、被災便槽汚泥
片付けごみ	被災家屋から排出される畳、布団、家具、家電など
解体廃棄物	損壊家屋の解体に伴う木くず、コンクリートがら、金属くずなど
有害・危険物	アスベスト、PCB、農薬、ボンベ類、バッテリーなど
その他	津波堆積物（土砂）、腐敗性廃棄物（水産物等）

(3) 仮置場の種類と目的

災害廃棄物を円滑に処理するため、役割に応じた仮置場を設置します。

- **町民仮置場**

住民が被災家屋から出した片付けごみ等を、一時的に集積する場所です。

設置時期：発災後数日以内（学校グラウンド、公園等）

- **一次仮置場**

町民仮置場等から集めた廃棄物を種類ごとに粗選別・保管する場所

設置時期：発災後数週間以内（大型車両が進入可能な場所）

- **二次仮置場（必要に応じて）**

一次仮置場での分別が不十分な場合や中間処理施設への搬入調整のため再選別、保管を行う場所です。

4. 災害発生時における初動体制

(1) 災害時の組織体制

災害対策本部の中に「住民班（住民窓口課）」を設置し、災害廃棄物対策の中心を担います。しかし、被災時は業務が膨大になるため、全庁的な応援体制を構築し、建設部局等と連携して対応にあたります。

(2) 関係機関との協力体制

本町単独での処理能力を超える場合に備え、以下の機関と平時から協力体制を築きます。

福井県・国	広域処理の調整、専門家の派遣要請、財政支援の確保
他自治体	相互応援協定に基づく職員派遣、収集運搬車両の提供
民間事業者	災害支援協定に基づく撤去・運搬・処理の支援

(3) 災害廃棄物処理フロー



※ 道路啓開に伴う廃棄物や公費解体による廃棄物は、直接一次仮置場や処理施設へ搬入される場合もあります。

(4) 初動期の主な業務（発災後2週間程度）

時期	主な実施事項
発災直後～3日以内	被害状況の把握（廃棄物発生量の概算）処理施設の稼働状況確認 し尿・生活ごみ・避難所ごみの収集体制確保 町民仮置場の開設と住民への周知（分別ルール等）
発災直後～2週間以内	仮置場候補地の安全確認と設置決定 受援体制の構築（国、県、協会等） 災害廃棄物処理実行計画の策定準備

5. 各フェーズの取り組みとまとめ

(1) 平常時の取り組み（事前準備）

発災時に迅速かつ適切な対応が行えるよう、平常時から必要な体制整備を進めます。

協定の締結・見直し	民間事業者や近隣自治体との支援協定の実効性を確保
仮置場の選定	候補地のリストアップと配置計画の検討
職員研修・訓練	災害対応能力向上のための図上訓練やマニュアルの習熟
住民啓発	ハザードマップ等を通じた仮置場位置の周知、家具固定などの発生抑制対策

(2) 災害応急時の取り組み（発災～1ヶ月）

混乱を防ぎ、公衆衛生を保つための初動対応に注力します。

被災状況の把握	現地調査を行い、廃棄物発生量を推計
実行計画の策定	具体的な処理スケジュール、処理フローを定めた「災害廃棄物処理実行計画」を策定
仮置場の運営管理	不適正搬入の防止、火災対策、環境対策（防臭・防虫）の徹底

(3) 復旧・復興時の取り組み（1ヶ月以降）

本格的な処理を進め、町の復興を支えます。

公費解体の実施	全壊・半壊家屋等の所有者申請に基づく解体・撤去の実施
広域処理・再資源化	町内で処理しきれない廃棄物の広域処理調整や、木くず・コンクリートがら等のリサイクル推進
仮置場の復旧	廃棄物撤去後の清掃・原状回復を行い、本来の用途へ返還
進捗管理	計画と実績の乖離を確認し、必要に応じて計画を見直す（PDCAサイクル）

(4) 計画の特徴

本町は小規模自治体であり、職員数や資機材に限りがあります。そのため、自力での完結に固執せず、発災直後から外部支援（受援）を積極的に活用することを前提とした現実的かつ実効性の高い計画としています。

【問い合わせ先】

おい町 住民窓口課 電話：0770-77-4053